

「JR釜石線マイレール意識醸成等業務」仕様書

【注意】 この仕様書は受注者選定時点の案であり、プロポーザルにより優先交渉権者となった事業者が提出した企画提案書を基に契約前に協議し、詳細を決定するものとする。

1 目的

本仕様書は、発注者が受託者に委託する標記業務について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

JR釜石線マイレール意識醸成等業務

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務の目的

沿線地域において、重要な移動手段となっているJR釜石線について、鉄道の持つ魅力や価値観を共有し、JR釜石線の魅力発信や日常生活での利用促進のため、地域の意向調査やシンポジウムを開催し、マイレール意識の醸成を図るとともに観光での利用促進のため、モニターツアーを実施し、テレビ番組等の放映により利用者の増加を図る。

5 業務の内容

(1) JR釜石線魅力発信番組の制作

JR釜石線沿線住民をはじめ岩手県民を対象に、マイレール意識の醸成や鉄道利活用促進のための地上波のテレビ番組（既存番組内の特集企画も可）を制作し、岩手県内で放映すること。

ア 実施時期等は原則以下のとおりとする。

(i)実施時期 令和6年10月～令和7年3月

(ii)放映回数 2回以上（放映時間延べ30分以上）

・JR釜石線及び沿線地域の魅力を発信するもの1回以上

・JR釜石線を活用したツアーを特集したもの1回以上

イ 沿線地域（釜石市・花巻市・遠野市・住田町）の観光地や特産品などを盛り込んだ番組制作とすること。

ウ 地元の鉄道の歴史や現状等を盛り込むこと。

エ 駅構内や列車内で企画を行う際は、受託者において鉄道会社と調整すること。

オ マイレール意識の向上や観光利用促進につながるよう、工夫した内容とすること。

カ 各種広報媒体やSNS広告等を活用し、設定したターゲットを考慮した効果的な広報手段により、番組の周知を行うとともに、写真や映像を用いてHPやSNS等で周知すること。

(2) 地域参加型シンポジウムの開催

マイレール意識醸成のため沿線地域住民を対象とした参加型シンポジウムを開催する。

ア 実施時期等は原則以下のとおりとする。

(i)実施時期 令和6年11月16日(土)もしくは17日(日)

(ii)実施回数 1回以上

(iii)開催場所 遠野市民センター 大ホール (遠野市)

住所：遠野市新町1-10 / 電話：0198-62-4411

※使用料は減免扱いとする。

※遠野市民センター管理運営規則に則り適切に使用すること。

イ 沿線地域住民に関心を持ってもらえるよう鉄道に関係する著名な方や専門家、学識経験者、利用者の代表を招くなど工夫して実施すること。

ウ 沿線地域住民のマイレール意識の醸成や地域ニーズを把握するため、来場者参加型のシンポジウムとすること。

エ ワークショップ等の手法を用いて沿線地域住民(通勤通学者などの利用者を含む)のニーズを把握し、シンポジウムでのテーマの一つとすること。

オ 各種広報媒体やSNS広告等を活用し、設定したターゲットを考慮した効果的な広報手段により、周知を行うこと。

カ JR釜石線を利用してシンポジウムに来場いただけるよう、鉄道利用による来場を促すよう工夫をすること。また、団体貸切料金(乗車人員×運賃)が必要となる場合は鉄道会社と調整し費用は、受託者が負担すること。

キ シンポジウムの開催状況を写真や映像を用いてHPやSNS等で周知すること。

ク シンポジウムは報道関係機関に公開することを前提とし出演者等に撮影、取材の承諾を得ること。

(3) JR釜石線利用モニターツアー実施・結果分析

JR釜石線利用による沿線への誘客とJR釜石線を利用した旅行商品の造成に向けて、アナウンサー、レポーター、インフルエンサー、メディア、旅行会社等の参加によるモニターツアーを実施する。また、ツアー参加者へアンケートを実施し、満足度、旅行商品の造成等について分析を行うこと。なお、アンケート項目については、発注者と受託者の協議により決定する。

① 日帰りツアー

ア 実施時期等は原則以下のとおりとする。

- (i)実施時期 令和6年11月末まで
- (ii)実施回数 1回以上
- (iii)行程 花巻駅又は釜石駅発
- (iv)人数 1～2名程度

② 宿泊ツアー

ア 実施時期等は原則以下のとおりとする。

- (i)実施時期 令和6年11月末まで
- (ii)実施回数 1回以上
- (iii)行程 花巻駅（新花巻駅）発（1泊2日程度）
- (iv)人数 3～4名程度

※①②とも、各沿線自治体の観光地を少なくとも1箇所以上訪問すること。また、ツアー実施中の参加者の安全面を確保すること。

※①又は②のモニターツアーの実施内容について、テレビ番組（既存番組内の特集企画も可）で放映するとともに、HPやSNS等でも公開し、県内外に広く周知すること。

(4) 乗降調査・利用者意向調査・沿線地域アンケート調査・結果分析

JR釜石線の利用促進事業の基礎資料とするため、乗降調査・利用者意向調査・沿線地域アンケート調査を実施し、利用者・回答者の属性、満足度、マイレール意識等について分析を行い、実現が可能な意見等について整理する。なお、アンケート項目については、事務局より提示する。

ア 実施時期等は原則以下のとおりとする。

〔乗降調査〕…住田町1駅、釜石市2駅

- (i)実施時期 令和7年2月末まで
- (ii)実施回数 2日（平日1日、土日祝1日）

〔沿線地域住民意向調査〕…住田町、釜石市

- (i)実施時期 令和6年11月
- (ii)実施回数 1回
- (iii)対象地域及び対象者数 住田町内沿線地域 沿線地域の住民等（約200件）
釜石市内沿線地域 沿線地域の住民（約500件）
- (iv)対象者は、事務局において15歳以上の無作為抽出を行い、決定する。

〔結果分析〕…釜石市、遠野市、花巻市、住田町

- (i)実施時期 令和7年2月

イ 調査にかかる調査用紙・封筒の印刷費用、郵送料・返信送料は受託者が負担するものとする。

ウ 回収方法は、調査票の提出のほかWebによる回答が可能となるよう実施すること。

(5) 広報宣伝

実施した業務の様子を映像や写真に収め、HP・SNS等で発信すること。
制作したテレビ番組等の映像は、事務局において活用できるよう配慮すること。

(6) その他

上記以外で、本業務の目的を達成するために効果的な取り組みがある場合は、発注者と協議の上、実施すること。

6 成果品

- (1) 業務委託の実績報告書（任意様式）
- (2) 開催した事業（テレビ番組制作、シンポジウム、モニターツアー）に関する資料（写真、映像等を含む。）をメディア媒体（DVD等）により提出。
- (3) その他委託事業の成果の説明に必要な資料。なお、本事業により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

7 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 業務の実施にあたり届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 業務を実施するために必要な打ち合わせを随時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を随時報告すること。
- (4) 業務を通じて知り得た個人情報等は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失、毀損を防止するなど、適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 業務の実施に伴う成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。なお、業務の実施にあたり、著作権の取扱いには十分注意すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。